財政健全化団体の取組等

総務省自治財政局財務調査課 平成27年1月23日

財政健全化団体の取組(青森県大鰐町の例)

歳 入

- 超過課税(固定資産税の税率引き上げ (1.4%→1.6%))
- 〇使用料·手数料の見直し(家庭ごみ収集の有料化等)
- 〇未利用財産の売却(旧保育所用地、旧町営 住宅等の売却)
- 〇損失補償履行財源の確保(大鰐地域総合開発(株)及び財団法人大鰐町開発公社の損失補償履行財源として三セク債を活用)

歳出

- 人件費の抑制(退職者不補充等による職員 数削減、一般職給与の削減(5~10%)、特別職 給与の削減(40%)、議員報酬等の減額(10%))
- 公債費の抑制(事業抑制、低金利資金への 借換え)
- 繰上償還の実施(三セク債の一部繰上償 還)
- 施設等管理の見直し(へき地保育所の廃止、 地域交流センターの指定管理導入、スキー場 の指定管理導入、国民宿舎の休止、町立小学 校の統廃合等)
- 補助費等の削減(町単独補助金の削減、団 体等補助金の削減、バス路線廃止検討(代行 運行による経費削減))
- 建設事業の抑制(緊急、危険箇所以外の事 業抑制、スキー場管理運営委託による経費削 減)
- 第三セクター等の整理(大鰐地域総合開発 (株)及び財団法人大鰐町開発公社の整理)

財政健全化団体の取組(大阪府泉佐野市の例)

歳

- 〇遊休財産の処分(市民会館跡地、児童福祉 施設跡地等の売却)
- 〇出資法人の基本財産の回収(法律改正に基づく文化振興財団等への出えん財産の回収)
- 〇使用料等の徴収事務の見直し(公的債権の 一体徴収に向けた検討)
- ○使用料·手数料等の見直し(火葬場使用料、 放置自転車の撤去手数料等の改定)
- 〇ふるさと応援寄附金制度の取組拡充
- 〇ネーミングライツ(市公共施設の命名権契約)
- 〇企業誘致の推進

歳 出

- 〇人件費の抑制(職員数の削減、一般職給与 削減(8~13%)、特別職給与削減(30~40%)、 議員報酬削減(20%)、委員報酬削減(20%))
- ○公共施設の統廃合等の推進(老人福祉施 設・青少年会館等の再編)
- 〇指定管理者制度、業務委託化の推進(青少年体育館の指定管理導入)
- ○投資的経費の見直し(学校耐震化等の必要 事業に限定)
- 〇下水道事業会計への繰出金の削減
- 〇事務事業の見直し(各種委託契約の一括化、 自転車置場の廃止等)
- 〇三セク債の活用(宅地造成事業会計の廃止、 市立病院の地独法化)
- 〇地方債償還方法の見直し(借換えの実施)
- 〇繰上償還等による公債費負担の軽減

単コロの状況①

単コロ:一般会計からの次年度の短期貸付金を財源とする第三セクター等からの返還金を、 出納整理期間中に、一般会計の当該年度の歳入とすることを繰り返す財務処理。

◆いわゆる「単コロ」を行っている団体 3団体(都道府県:2団体、市区町村:1団体)

<事例1:一般会計から住宅供給公社への短期貸付け>

N年度 4/1 一般会計 → 住宅供給公社に短期貸付け(無利子)

N年度 3/31 3/31から4/1までの間、支払猶予

N+1年度 4/1 一般会計 → 住宅供給公社に短期貸付け(無利子)

N+1年度 4/1 住宅供給公社 → 一般会計にN年度分の借入金を返済

<事例2:一般会計から林業公社への短期貸付け>

N年度 4/1 一般会計 → 林業公社に短期貸付け(無利子)

N年度 3/31 支払い遅延により、林業公社に違約金を賦課

N+1年度 4/1 一般会計 → 林業公社に短期貸付け(無利子)

N+1年度 4/1 林業公社 → 一般会計にN年度分の借入金を返済

※どちらの事例も、関係者との間において返済計画等を調整済みであり、単コロの解消が困難となっている。

単コロの状況②

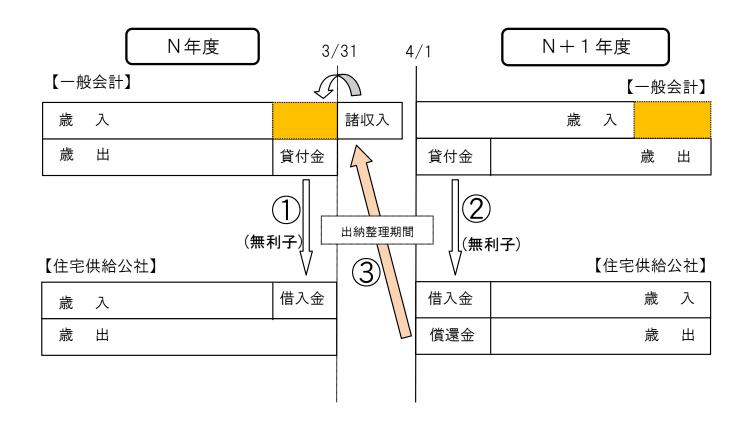
<事例1:一般会計から住宅供給公社への短期貸付け>

N年度 4/1 一般会計 → 住宅供給公社に短期貸付け(無利子) → ①

N年度 3/31 3/31から4/1までの間、支払猶予

N+1年度 4/1 一般会計 → 住宅供給公社に短期貸付け(無利子) → ②

N+1年度 4/1 住宅供給公社 → 一般会計にN年度分の借入金を返済 → ③



単コロの状況③

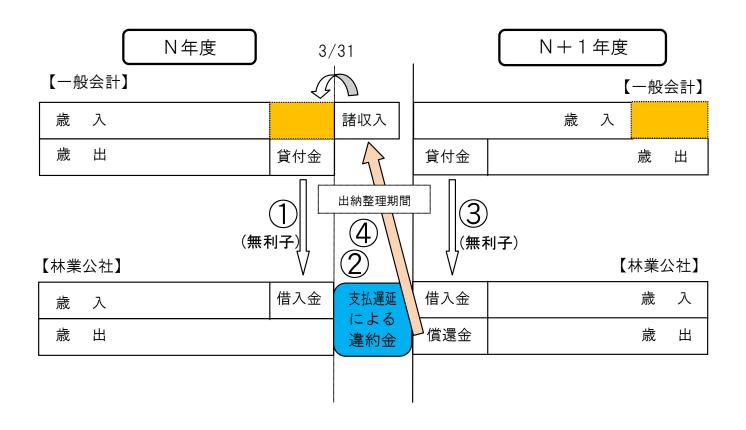
<事例2:一般会計から林業公社への短期貸付け>

N年度 4/1 一般会計 \rightarrow 林業公社に短期貸付け(無利子) \rightarrow ①

N年度 3/31 支払い遅延により、林業公社に違約金を賦課 → ②

N+1年度 4/1 一般会計 → 林業公社に短期貸付け(無利子) → ③

N+1年度 4/1 林業公社 → 一般会計にN年度分の借入金を返済 →④



基金の繰替運用の状況

基金の繰替運用:基金残高の一部を一時的に貸し付ける形で地方公共団体内での資金融通に 活用すること。

- ◆年度を越えた基金の繰替運用を行っている団体 79団体(都道府県:4団体、市区町村75団体)
- <年度を越えた基金の繰替運用の事例>
 - ○文化基金→一般会計(利率0.2~1.5%)
 - ○市庁舎整備基金→一般会計(指定金融機関と同金利)
 - 〇土地開発基金→一般会計(無利子)
 - ○満期一括償還地方債積立金→一般会計(利率0.2%、0.9%)
 - ※複数基金から借入れている場合もある。

『平成26年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について(平成26年1月24日事務連絡)』(抜粋)

- 10 予算計上及び予算執行については、関係法令に則り適正に行う必要があるが、特に以下の点について ご留意いただきたい。
 - (2) 基金から一般会計に会計年度を越える繰替運用を行うという事例が見受けられるが、「地方自治法」第 241条及びそれぞれの基金設置条例の趣旨を逸脱したものとなることのないよう、必要なものについては その適正化を図ること。
 - (3) 会計年度を越える繰替運用については、「地方自治法施行規則」(昭和22年内務省令第29号)第16条の 2に規定する財産に関する調書等により、実態を反映した情報開示を行うこと。